

第一章 水道事業

第一章 水道事業

1 水道法

飲料水を供給する事業を「水道事業」という。水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的として営まれるものであり、住民生活に多大な影響力をもつものであるため、国は、この事業の経営に対し、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）により一定の規制を行っている。

水道法に規定される「水道法の目的」とは、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することとしている。

用語の意味は、次のとおりである。

- (1) 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- (2) 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口が100人以下のものは除かれる。
- (3) 「水道事業者」とは、国の認可を得て水道事業を経営する者をいい、この経営は、原則として地方公共団体（市、町及び村）が行うべきものとされている。
- (4) 「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- (5) 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超えるものにその居住に必要な水を供給するもの又は水道施設の1日最大給水量が20m³を超えるものをいう。
- (6) 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいう。
- (7) 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設をいう。
- (8) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (9) 「供給規程」とは、水道事業者が水の供給を始めるに当たり、供給（給水）契約の内容をなす料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。武蔵野市における供給規程は、武蔵野市給水条例（昭和35年4月1日条例第2号。以下「給水条例」という。）及び武蔵野市給水条例施行規程（昭和35年4月1日規則第5号。以下「給水条例施行規程」という。）である。

2 給水装置の構造及び材質の基準

前項で述べたとおり、需要者に直接水を供給するための給水設備を給水装置といい、政令でこの構造及び材質の基準が規定され、水道事業者は、この基準に適合しない者への給水を拒否することができる」とされている。

政令に定める基準は、給水装置が備えなければならない要件を規定したもので、給水装置の構造及び材質が十分な耐力を有し、水の使用について他の需要者に迷惑を及ぼさず、水道水を汚染し、漏水するおそれがなく、配水管の強度を弱めるものであってはならないものとされている。

水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項に規定する給水装置の構造及び材質の基準は次のとおりである。

- （1）配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- （2）配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （3）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- （4）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- （5）凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- （6）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （7）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

また、同施行令第6条第2項に規定される技術的細目とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）により次の7項目の基準がある。

- （1）耐圧に関する基準
- （2）浸出等に関する基準
- （3）水撃限界に関する基準
- （4）防食に関する基準
- （5）逆流防止に関する基準
- （6）耐寒に関する基準
- （7）耐久に関する基準

3 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置（新設・増設）又は変更（改造・修繕・撤去）の工事をいう。

（１）施行承認

給水装置の新設・改造・撤去又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ武蔵野市水道事業管理者（以下「市」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

（２）工事費の負担

給水装置工事の費用は、当該工事をする者の負担とする。

ただし、市が給水上特に必要があると認めた改造又は修繕工事については、市がその費用の全部又は一部を負担する。

（３）施工者

給水装置の新設、改造、修繕（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。注１）及び撤去の設計及び工事は、武蔵野市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）が施行する。

（４）構造及び材質

ア 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、水道法施行令第６条に定める基準に適合させなければならない。

イ 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、水道法施行令第６条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

（５）給水装置用材料の特例

（６）市は、災害等による給水装置の損傷を防止し、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の量水器までのうち市が別に定める部分の給水装置材料（これを保護するための付属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

（７）市は、指定事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から市の量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

注１ 給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）である。
--

